

交通事故被害者の会

第 22 号

2007 年 1 月 10 日 (年 3 回発行)

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北 1 条西 9 丁目
ノースキャピタルビル 4 階E-mail hk-higaisha@nifty.com

ホームページ

TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

<http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年 3 回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者同士としての相談も受けています。(例会の日程は p 12)

ボーボー（坊や）と 呼ばれていた息子

札幌市南区 二宮 章起



二宮英義君 当時小学 6 年生

平成 2 年 9 月 4 日の夕方 6 時 30 分頃、
突然、電話が鳴った。

電話の内容は

…子供が交通事故にあった。

もしかしてお宅の子供ではないか…。

急いで現場に行った。

間違いなく息子だ。頭の中が真っ白になった。

救急車で病院に搬送したが、即死状態であった。

息子はそろばん塾の帰り道、横断歩道を青信号で横断していた。

多くの人達が目撃していた。事故の原因は、車が信号を無視し息子を撥ねたという。

車を運転していたのは 80 代の高齢者であった。

息子は交通ルールを守っていたのに

何故？なぜ？なぜ？

死？

息子は小学校 6 年生で短い人生を終えた。

社会人になった息子の同級生達は、

息子の命日を忘れずに毎年、必ず会いに来てくれる。同級生達には感謝している。

あした 朝には紅顔ありて とうがん 夕には白骨となれる身なり
ゆうべ 合掌

(「いのちのパネル」より)

特集「フォーラム・交通事故2006」～交通事故被害者の尊厳と権利をめざして～

- ③ 交通犯罪刑事罰の軽さについて (小林 敦) ④ 公判前整理手続きの問題と訴訟参加 (白倉 博幸)
- ⑤ 負傷者の二次的被害 (藤本 松男) ⑥ 飲酒ひき逃げ犯の厳罰化を求めて (高石 洋子)
- ⑦ 基本法具体化への課題 (内藤 裕次) ⑧ 基本法具体化への今日的課題 (竹間 朗子)
- ⑨ 活動を始めた法テラス札幌 (中村 誠也)、窓口課として道の基本計画を策定中 (對馬 則行)
- ⑩ 報告「犯罪被害者週間全国大会2006」に参加して
- ⑪ 訴え「息子の命の値段」(豊岡 淑子) 報告「夕張でパネル展」(永野 準二)
- 報告「函館でパネル展」(柳谷 友紀) ⑫ 編集を終えて、活動日誌

交通事故被害者の尊厳と権利をめざして

交通事故被害者の尊厳と権利を求めて

「フォーラム・交通事故2006」に百名の参加 2006/10/14 札幌市

被害者の会主催の、7回目となるフォーラムが、10月14日、午後1:30より、札幌市中央区の「かでの2・7」820研修室において行われました。

新聞報道を見て参加したという方も多く、およそ40人の会員と合わせ、出席者は昨年より多く約100人でした。

犠牲者への黙祷の後、約2時間半にわたり熱心な討議を行いました。発言者としてお迎えしたのは発言順に、竹間朗子弁護士（札幌弁護士会犯罪被害者支援委員）、中村誠也弁護士（日本司法支援センター札幌事務所副所長）、對馬則行課長（道環境生活部生活局くらし安全課）の各氏。提言は内藤裕次（副代表）、被害の実相の訴えは、小林敦、白倉博幸、藤本松男、高石洋子の会員各氏、また、司会は、前田、小野の両名が務めました。



※以下、記録テープを基に編集者の責任で要約させていただきました。

主催者より

内山 孝子（副代表）

私たちの会は犠牲者をゼロにしたいと望んで活動をしています。昨日のニュースで、大臣が飲酒運転の罰則を強化すると発言したことが報じられていました。私たちはそれを願って活動してきましたので、来年度は良い法案の報告を受けることを期待しております。本日のフォーラムに、道や弁護士の方に参加いただきました。宜しくお願い致します。

司会より・・・趣旨と討議の方向性

前田 敏章（代表）

切実な願いである交通犯罪・事故の被害がゼロとなる社会実現のために、被害者の視点が重視されることが極めて重要と考える。そのためには長年放置されてきた被害者等（被害者や遺族）の権利が保障され、その尊厳が守られなくてはならない。

2004年12月に施行された「犯罪被害者等基本法」は、「犯罪被害者等の多くは、これまでその権利を尊重されてきたとは言い難い」（前文）との反省の上に「犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現」を謳っている。

2005年12月、基本法に基づき「犯罪被害者等基本計画」が定められ、

ほぼ1年を経過し



たが、知る権利の保障が不十分であったり、裁判員制度に伴う公判前整理手続きに大きな問題があることが明らかになるなど、基本法が真に具現化するには道は遠く、被害の当事者が声を上げなくてはならない課題も山積している。8月末に福岡市で起きた飲酒運転による3児死亡事件以来、悪質な交通犯罪の根絶を求める声が高まっているが、交通犯罪全般の厳罰化も大きな課題。

今日のフォーラムでは、交通犯罪被害者に特有の現状と課題をより深く理解いただくとともに、その願いが基本計画の中で具体化されるための諸課題を浮き彫りにし、今後関係機関と連携していく一助としたい。

進行については、大きく3つの構成で進めていきたい（以下）。発言者および来場の皆様のご協力をお願いします。

～ 討議の構成 ～

- 1 訴え：交通事故被害者の現状と願い
基本計画に関わる諸問題に関し、現状と願いを報告し、次の討議のベースにする。
- 2 提言：基本法具体化への今日的課題
訴訟参加、被害回復など「訴え」を受けて、基本法具体化への課題を提起する
- 3 発言：支援および関係機関の立場から
訴えと提起を受けて関係機関や団体との連携をこの北海道でどう作っていくか。

訴え① ～被害の実相～ 交通犯罪刑事罰の軽さについて

札幌市東区 小林 敦



私達の家族である原田絵美が、無謀な暴走運転の犠牲になったのは平成 17 年 11 月 25 日でした。事件後 7 ヶ月目、加害者の判決が禁錮 1 年 4 ヶ月と確定しました。実刑とはいえ、たったの 1 年 4 ヶ月という禁錮刑は、人の命を一方的に奪った代償としては余りにも軽すぎます。それは、交通事故は基本的に「業務上過失致死罪」が大前提であり、どんなに悪質な死亡交通事故だとしても「危険運転致死罪」が適用されることはほとんどないからです。

交通事故被害を軽視する法律と「法律家」

そもそも、私達「一般人」と、裁判官や検事、弁護士などの「法律家」とでは、法律の解釈が違います。一般人、特に被害者となった私達からすれば「死亡交通事故は犯罪、殺人である。」と真っ先に感じるころが、法律家からすれば「交通事故はどんなものも過失であって、犯罪ではない。」というのです。つまり、人を殺しても「許される」又は「無罪」という法律が予め用意されているのです。

「法律家」と呼ばれる人達は皆、「実刑になるだけでも、決して軽い判決ではないですよ。」と言います。

「法律家」の間では、不起訴・無罪・執行猶予が、当然のようにまかり通っているのです。起こした事件や失われた命は、お金で相殺できると考えているのです。私達が「法律家」に、「自分の家族が殺されても、1 年 4 ヶ月の実刑なら良いと思いますか？」と尋ねると、口を揃えて「納得できないと思います。1 年 4 ヶ月の実刑は軽いと感じます。」と答えます。それなのに、なぜ法廷の場では、被害者や遺族の立場に立った捜査や判決がなされないのでしょうか。

危険運転致死傷罪の矛盾

法律では「業務上過失致死罪」は最高で懲役 5 年となっていますが、懲役 5 年の判決が下された判例はほとんど聞きません。「危険運転致死罪」の刑が制定されても、適用すべき悲惨な交通事件は多々あるのに、適用される例はめったにありません。交通事故に対する刑が重罰化していると言われますが、実際にほとんど適用されることのない法律なら、初めから要りません。被害者や遺族が余計な期待を抱くからです。実際の判決が執行猶予付きであったり、実刑でも短期間であったりして、そのギャップに更なる精神的ショックを負うことになるからです。

裁判での不条理の数々

また、刑事裁判自体、その事故がどれほど悪質であったかを見る訳ではなく、刑への加算材料は一切考慮されず、減刑の証拠や理由ばかりが採り上げられます。被害者の刑事裁判への関わり方が見直されてきていると言いますが、実際の刑事裁判は加害者

だけのためにあり、被害者の存在や感情は全く無視されています。

私達の刑事裁判においても、加害者本人も、証人として立った加害者の父親も、法廷では明らかに虚偽とわかる発言の連続でした。加害者は事故の直後も事故車両を何度も運転し、挙げ句の果てに、加害者本人が運転する事故車両に両親も平然と同乗して旭川の実家に帰っていたのに、「事故後に事故車両を運転したのは 1 度だけです。」と述べていました。また、謝罪らしき態度はほとんど見せなかったのに、「何度もしっかりと謝罪をしています。」と述べていました。その上、証人である加害者の父親が「生涯を持って償うために、運転免許は一生取らせません」と述べたにも関わらず、つい先日、父親にそのことを確認すると、「運転免許を取らせる」と、信じられない言葉を発したのです。つまり、法廷では刑を軽減させるために、どんな嘘をついても罪には問われないということなのです。これも、加害者側についた弁護士の指導なのでしょう。

納得できない軽い裁き

12 月現在、加害者は服役 6 ヶ月目で、判決通りならば平成 19 年 10 月末まで刑に服することになります。1 年 4 ヶ月。本当に短すぎます。こんなにも短いというのに、仮釈放で実際の刑期より更に早く加害者が出所してくる可能性も非常に高いのです。加害者は服役を終えれば、今まで通りの生活を平然と送るのです。更に、運転免許の再取得もできるのです。死亡事件を起こしたのに、免許取消はたったの 1 年間という、行政処分 of 軽さも、到底納得できるものではありません。

最愛の家族を最悪の形で奪われたということだけでも、耐え切れない地獄のような苦痛を味わいます。それに加えて、加害者の全く反省のない態度、警察や検察庁の捜査の不徹底さ、こちらから働きかけないといつ始まるか分からない刑事裁判、法廷での虚偽発言の横行、刑事罰の軽さ、行政処分の甘さなど、一つの事件に付随してくる苦悩や負担はここでは言い尽くせないほどあります。

「過失」ではなく「犯罪」として厳罰を

命を奪われた被害者本人は勿論、その家族や多くの人を一生苦しめる交通事件。このような痛ましい事件が起こる前に、それを防ぐことができれば一番良いのです。しかし、自己中心的な運転をする者が多く、マナーやモラルに事故の撲滅を頼ることは不可能に近いです。更に、明らかに人を殺さんばかりの改造車や、交通ルール無視の車を日常的に野放し状態にしている警察。加害者本人だけでなく、捜査を行う警察、法律や制度、そしてその法律をつかさどる「法律家」が、追い討ちをかけるように被害者や遺族を苦しめているのです。このような悲惨な事件を少しでも減らすためには、交通事故を「過失」ではなく「犯罪」として取り扱い、その刑を現在よりもっと厳罰化し、ドライバーに更なる注意を強制的に喚起する以外には考えられません。

(本事件の経緯は、会報 20,21 の各号にもあります)

交通事故被害者の尊厳と権利をめざして

訴え② ～ 被害の実相 ～

被害者の立場から見る公判前整理手続きの問題と訴訟参加

南幌町 白倉 博幸



被害者の犠牲の上の制度

被害者抜きで公判前に争点整理や証拠などを決められてしまっただけでは、裁判員に分かりやすくても、被害者には事件の重要部分が目に触れることの無い状況となる。

更に、娘の命を奪った被告は毎回参加しており、弁護士と共に公判対策が容易に出来る。裁判官も一人の

人間だから、裁判前に何度も被告と顔を合わせ、偏った認識を持つ可能性も否定できない。美紗の事件での裁判官は、被告に対しては温和であり、逆に私ども遺族に対する言動は大変厳しいものだった。

私たちは「非公開＝秘密」にしてはならないと考え、地検・高検へ上申書を提出し、法務省にも働きかけた。その結果、手続きの行われる日時や大まかな進行状況を知ることができたが、規則ではないので同じ事が繰り返される懸念がある。

また、今回過失事件であるのに適用となったのは検事から「裁判官がやってみたかったからではないか」と言われた。裁判官の興味で美紗の命が奪われた事件を実験台にされたようで怒りが込み上げた。私たちは逆発想し、実験台にされた事で知り得た内容を公開し、被害者の側からの不利益を排除し公正で透明性ある法律にしなければと考え訴え続けている。

意見陳述にまで不当な制限

この制度の問題点は奥深い。手続きの中で採用された証拠以外公判で出すことが出来ず、捜査されたはずの被害者の知りたい内容が審理されず、被告が否認している事柄の審理しか行われなかった。

これは、遺族が唯一法定で意見を述べられる「意見陳述の内容」にまで影響が及んだ。あらかじめ提出していた陳述書だが、当日開廷 20 分前になってから、加害者や目撃者との会話のやり取り、事件当日の状況などの削除を強要された。さらに嫌がらせのように、陳述途中で裁判官から「被害感情、処罰感情以外述べないように」と言われた。

次に、原則連日的開廷で、意見陳述が認められても捜査記録や供述調書を見る時間が無いという問題があった。私たちは「連日的開廷の拒否、捜査記録の閲覧謄写から最低 3 週間の時間を空けること、被告人質問を踏まえて意見陳述を行うこと」など強く要望し、ある程度認められたが、刑事書類を手にしてから約 2 週間、被告人質問から 6 日間で意見陳述を書くことは容易でなかった。日程の要望が通った私たちが「特別」ではなく、「当たり前」の権利として認められるべき。

突然、娘の命が奪われ、捜査状況を教えてもらえない、加害者の言葉は二転三転して事実が見えない。加害者からあたかも美紗に過失があったかのように言われる。「なぜ」「どうして」ばかりが残り、美紗の死を受け入れることが出来ない日々の中、やっと起訴となった途端の「公判前整理手続き」は、犯罪被害者の尊厳の考慮が全く無いと痛感させられた。

被害者の裁判参加を

私たちの裁判では、被告人席の前に机が設けられ、被告は裁判中に書類を見て弁護人と打ち合わせをする、メモを渡す等の行動が見られた。机や書類の用意は、被告擁護でやり過ぎ。スクリーンも用意され、傍聴人にも被告人にも実況見分調書や写真など見せながらの審理は、分かりやすさの点では評価するが、被害者の生々しい血痕が写った写真などにはもっと配慮が必要。事実、私たちの両親は初めて見る事件直後の現場の様子、美紗の大量の血痕などに大きなショックを受けてしまった。

このような問題を解決する為にも、まず被害者や被害者の弁護士の手続き参加を認める事が必要。そして早期の段階で捜査記録や供述調書などを被害者側に開示すること。被害者側が証拠関係や争点を理解し、どのような証拠が裁判で使われるのか理解した上で意見が言える状況とするべき。

厳罰化について

警察はまず危険運転を念頭に捜査していただきたい。危険運転致死傷罪適用相当事件でも業務上過失致死となっている事件は数多いと思う。速度に対し「そんなに出ていたと思わなかった」「高速度とは思っていない」といえば故意立証が出来ないからと業務上過失致死傷罪になるが、これはおかしい。信号を無視し人を死傷させたのであれば、理由はともかく危険運転。速度超過も運転手本人の意思でアクセルを踏むのであるから紛れもない故意の危険運転。危険運転致死傷罪と業務上過失致死の適用基準が違いすぎる。ひき逃げの厳罰化だけではなく「交通犯罪全般の刑罰をもっと引き上げる」日が来る事を心から望んでいる。

過失でも故意でも、人を殺したことには変わりはない。美紗は、突然、車という凶器により想像を絶する恐怖と痛みの中死んでいった。殺した人間の意志や認識で、殺された被害者の命の重さに差が出る事などあってはならない。

公判前整理手続きの問題点改善、早期の調書開示と被害者の司法参加の実現、交通犯罪全般の量刑の引き上げなどを現実化される事が、美紗の想いであると信じ頑張っていく。

(本事件の経緯は、会報 15,19,20,21,の各号にもあります)

～～公判前整理手続きとは～～

2009 年施行の裁判員制度を前提として、2005 年 11 月から施行。刑事訴訟法に定めがある。一般から選出された裁判員の拘束時間の軽減と事件内容を分かりやすくする為に争点を公判前に予め整理すること。裁判所と検察、被告弁護人が出席。被害者は参加できないが被告本人は出頭できる。非公開で行われ、被害者への通知義務もない。

訴え③ ～ 被害の実相 ～ 負傷者の二次的被害

砂川市 藤本 松男



私は今から 6 年前の 2000 年 10 月 5 日午前 6 時 55 分頃に事故にあいました。自転車に乗り交差点で道路を横断しようとして一時停止し、左右を確認して渡り始めたところ、中央線を越えたところで衝突され、押されるようにして右側の道路に倒れました。加害者は車から降りて携帯電話を使用しながら、私の所に歩み寄って来ました。「大丈夫ですか」と聞かれ「足が痛い」と言ったら「ズボンを上げて見て下さい」と言われました。ズボンを上げてみたら膝から下は真っ黒になっているのに「大丈夫ですから、私は急いでいるので」と言いました。看護婦と名乗る加害者は、駆けつけた妻にも「ご主人は大丈夫です。打撲程度です」と言い、妻が「主人が痛いと言っているのに、警察に連絡して下さい」と言っても、直ぐには連絡してくれませんでした。事故から 40 分も経過し、ようやく連絡してくれ、その後加害者の上司の婦長が来て、私を病院へ引率しました。その時に警察がやってきました。

加害者の実地検証では、左側を走っていて 9.3 メートル手前で私を見たようです。加害者が気がついた時には、私は運転側に倒れていたそうです。運転しながら携帯電話を使っていたから、前方を見ておらず事故をおこしたのではないかと思います。

骨折なのに、通院と言われ

病院で、レントゲンをとり「骨折している」と言われ、ギブスをし松葉杖をもらい、「通院です」と言われました。びっくりして「本当に通院ですか」と聞きました。家に帰り、階段をはう様にやっと上りました。時間がたつにつれて、我慢できないくらい足が痛んできました。次の日、病院に行き、診断の結果入院することになりました。

なぜ、事故後すぐに入院させなかったのでしょうか。大きな怪我なのに交通事故だとして軽く扱うのでしょうか。レントゲンや M R をとりましたが説明はありませんでした。

入院してすぐに保険屋が来て、「事故は 5 分 5 分の過失なので、示談に応じるように」と言われ、その後リサーチの方も入院している時に書類を持って来て、「これに印を押して示談に応じるように」と言われました。加害者の弁護士からも、示談に応じるようにという書類が届きました。しかしその時はまだ私の現場検証も終わっていませんでした。検証をしたのは 12 月 8 日です。

その間、私は市の交通課に聞いたり、病院の医療相談をしました。が、なんの対応もしてくれませんでした。入院して痛みで苦しんでいる状態で、怪我も

治っていないうちに、保険会社のやり方はあまりにもひどすぎると思います。2 か月余り入院しました。保険屋から入院費が 120 万を超えたので、あとは被害者の私が支払うように言われましたので、加害者に会い任意保険を使ってでも支払いしてくださいと頼みました。それからは保険証を使って病院へ行っています。

事故から 2 か月くらいで退院しました。医師からの詳しい説明はなく「骨は付きました。後はリハビリです」と言われました。しかし、痛みがひどく個人病院で診察を受けたところ、「骨折しています。うちの手にはおえないので、市立病院を紹介します」と言われました。しかし私はその市立病院に入院していたのです。医師は「困ったな」と言い、美唄労災病院に紹介状を書いていただきました。

再手術後、車椅子の生活に

2001 年 1 月 30 日、労災病院でレントゲン写真をとり説明を受けました。「来るのが遅かったね」と言われ、話し合いの結果、手術をすることになりました。部分麻酔で膝に穴をあけてカメラを入れて、モニター見ながら説明を受け手術をしました。2mm 段差がある部分は付いている。骨が「カバカバ」している部分の一部に「うすい」部分があるので「けずり」取った。軟骨も損傷していて骨のカバカバしている部分を洗い流します。靱帯もゆるんでいる。先生は、これ以上の事は出来ないと言われました。1 か月くらい入院し、その後はリハビリしながら通院しました。日常生活は車椅子になりました。

2002 年に後遺症診断書を書いてもらいました。8 級くらいの障害があると書いていただいていると思います。それを審査に出したのですが 12 級の 7 号という審査をされ、とうてい納得ができません。審査するのは専門家ではなく、官庁の天下り、保険会社の天下りの方がすると聞いて、大変遺憾に思います。車椅子で生活しなければならない苦しさを理解していないと思います。

ずさん治療、払い渋り、補償問題・・・なぜ負傷者が

交通事故の治療が、なぜこの様なずさんな治療結果になるのでしょうか。保険会社の補償の早期打ち切り、払い渋りが原因していると私は考えます。最初の病院で十分な治療していたら、もっと治療経過も良かったのではと思います。保険会社、病院、加害者に対して、強いいきどおりを感じます。

病院の治療以外でも、事故から 6 年も経過しましたが、現在もまだ補償問題は解決にいたっておりません。最初に依頼した弁護士とのトラブルもあり、収入がなくなり生活も大変でした。

どうして交通事故の被害者ばかりが、こんなに苦しめられなければならないのか、そして二次被害、三次被害にあうのか理解できません。

交通事故の被害者が十分な治療が受けられるように、また補償問題が一日も早く解決するように、国、道、金融庁、関係者の方に改善していただきたいと思っています。

訴え④～被害の実相～

飲酒ひき逃げ犯の厳罰化を求めて

江別市 高石 洋子

3 年前に飲酒ひき逃げ犯に厳罰を求める活動を始めました。息子の事故が飲酒運転によるひき逃げだったからです。それは同乗者もいる事故でした。

「飲酒、ひき逃げ」と聞いただけで世間は「それは殺人でしょう」と言います。しかし今の法律ですと、ただの道路交通法（救護義務）違反です。轢いた相手が命を落としても構わないと思う行為こそ重く罰せられなければ、何もかもあやふやになってしまいます。

昨年 7 月に「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」を発足させ、大阪、神奈川、千葉と署名活動をしてきました。今年 8 月 26・27 日、協議会のメンバーを札幌に呼んで署名を行いました。その準備の最中、幼い子ども 3 人が命を落とした福岡の事故を知りました。ショックでした。札幌三越前で活動中にも目の前の大スクリーンに事故の様子が何度も流れました。その度に仲間みんなで声を大きくして署名を求めました。

1 か月後の 9 月 30 日、私たちは福岡に集結し、署名活動の前に事故現場へ行きました。都会から離れた静かなところに「うみのなかみち大橋」がありました。車道から歩道に滑るように乗り上がったタイヤ痕が生々しく残っているその先に沢山の花束が手向けられていました。その中に白い模造紙があり、あの 3 人の子の母親が書いた文字が読めました。ここに来てくれた方へのお礼文で、とても優しい文でした。最後に「子どもたちは笑っていました。だから私たちもこれから笑って生きていきます」と書かれていました。

辛かったです。どんな思いでこの文を書いたのか……。ここにお礼を書き、ご近所へ挨拶回りをして、長男の誕生日のお祝いをして、……。ついにご両親は倒れて寝込んでしまったそうです。「悔しい～！」と言って泣き、叫び、倒れたのです。世間の目から見て気丈に振る舞うことこそ心が触れていることなのです。現実を受け止めた時、正気になって泣き叫ぶのが本当の姿です。世間の人に理解していただきたい事実です。

私は橋の上で大泣きをしました。何故罪も無い子どもたちが一瞬に命を奪われなくてはならないのか。自分たちで最後にしたかった。こんな苦しい思いをする人を作ってはいけない。その一心でこの活動をしてきたのに、3 年経っても何も変わっていないのです。3 人の法務大臣と会い署名を提出し思いを伝え、沢山の国会議員にも訴えてきたのに……。飲酒ひき逃げが重い罪になる法律が出来ていたら、国民一人ひとりに自覚を芽生えさせられたら、この事故は起きなかったのかも知れない。そう思うと悔しくて涙が止まらなくなりました。

2 日間の福岡での署名活動で、私たちに今までと違う強さをもらったような気がします。福岡市民の意識は高く、2 日間で 1 万人以上の署名が集まりま

した。累計では 20 万人を超えました。

危険運転致死傷罪がせっかく出来ても、実際これで起訴されることは困難です。お酒を飲んでいようが、麻薬を服用していようが、寝不足、わき見運転、信号無視、スピード違反であろうが、正常な運転が困難であったと立証するのが難しいのです。穴だらけの法律では無謀運転は無くなりません。

福岡の事件のような社会的問題として世間やマスコミが騒ぐと、警察の対応も違ってくるのは何故でしょう。新聞記事に警察庁のコメントが載りました。ふざけた文です。「この事故の捜査で判断を誤ると社会問題になりかねない。仮に危険運転で立件できない場合でも（法律上やむを得ない結果だと）社会にきちんと説明できるだけの捜査を尽くす必要がある」というものです。怒りがこみ上げてきました。全ての事故に対して被害者にきちんと説明できるだけの捜査を尽くして欲しいです。

私たちは難しいことを言ってはいません。飲酒運転で人をはね、その場で救護した人よりも、保身のために逃げた人の方が罪が軽くなるという「逃げ得」をこのままにしないために新たな法律を作って欲しいのです。ひき逃げは殺人罪。ましてお酒を飲んでいたらもっと重い罪になる。逃げ得など無いのだと、子どもにも教えられるような法律が必要と思います。

飲酒運転は無くすることが出来ます。飲んだら運転をしなければ良いのです。家族や周りにいる人が止めれば良いのです。

法務大臣をはじめ国会議員の方々はみな「今日日本は交通戦争である」と言います。ならば交通事故の犠牲者は国の戦争の犠牲者です。その犠牲者への国の責任を真剣に考えてもらうため、私たちはたたかい続けます。私たちの活動にご理解下さい。この活動が実現した時、今の時代に合った道路交通法に変わることを信じています。それが私の願いです。

追記・・・その後の活動について・・・

11月7日：法務省刑事局関係者と連絡協議会メンバー 6 人で面談。危険運転致死傷罪の穴を埋め、適用への立証困難という法の矛盾を正すべく新たな法律を作って欲しいと訴えました。法務省の方々に私たちの真意が通じるまでに 1 時間もかかり、お役人さんとの温度差を改めて感じました。

12月15日：自民党本部に呼ばれ、「飲酒運転根絶プロジェクトチーム」のヒアリングに参加。逃げ得を無くすための法律をと訴えました。中野座長は最後のまとめで「逃げ得は許さない罰則が必要である。道交法（飲酒・救護義務違反）をどうとりまとめるか。教唆、ほう助についてもしっかりと形にしたい。免許についても強化しなければならない。危険運転致死傷罪の 25 年 15 年と併合罪 7 年 6 か月の差を縮める努力をする。自動 2 輪についても考える。2007 年 1 月中に案をまとめる」という内容を話してくれました。

今、少しずつ希望が見えてきました。元気を出して頑張ろうと思います。

（関連記事が、会報 12,13,17,21,の各号にもあります）

提言 基本法具体化への課題

弁護士 内藤 裕次 (本会副代表)

1. はじめに

犯罪被害者等基本法が公布され、これに基づいて犯罪被害者等基本計画が成立してから 1 年程度が経ちました。この基本計画は、一定期間内に具体的な制度を設けるよう政府に対して義務を課した部分が多いので、具体策を検討中という制度がたくさん残っています。そこで、政府の動きが注目されるところです。今回は、犯罪被害者にとって重要な関心事と思われる、刑事手続参加と被害回復制度について絞って考えてみたいと思います。

**2. 刑事手続参加に関して**

(1) まず、事前知識として、刑事訴訟における犯罪被害者の地位について説明しておきます。簡単に言えば、犯罪被害者は、これまで「証拠」でしか無かったのです。つまり、被害者は犯罪について詳しい事実関係を知っているため、加害者を刑事訴追するためには、被害者を取り調べる必要があるわけです。従って、被害者は、そのような取り調べの客体であるわけです。現在でも、法廷で傍聴人を退出させるなどの被害者保護制度はありますが、その第一の目的は、証言を得やすくするためであって、被害者の人格や名誉を保護するものではなかったのです。

(2) しかしながら、このような現状は、被害者にとって不本意なものではないでしょうか。被害者は、加害者がどのような処罰を受けるか無関心ではないはずです。警察の捜査の結果が自分の体験に合致しないとして、不満がある場合があるでしょう。検察官が起訴した事実に対する不満を抱いたり、直接加害者に質問をしたいという場合もあると思います。加害者の適切な処罰の実現に関与することにより、被害者が人間らしい生活を取り戻すための立ち直りができる場合もあると考えます。

そうだとすると、被害者は、単なる証拠という地位では足りず、刑事手続の当事者という地位を担うべきであると考えなければなりません。

(3) 政府は、最初に述べた基本計画に従い、刑事手続参加を実現する制度を設けるように義務づけられていますので、現在検討中です。ただ、問題は、どのような制度設計にするかです。刑事手続参加といっても、様々なものがあります。単に裁判に出廷するだけなのか、被告人に質問できるのか、検察官の主張する事実に対する不満がある場合、自ら異なる事実を主張し、証拠も提出できるのかなど、参加の程度、深さにも様々な態様のものが考えられるのです。

ただ、ここで私が申し上げたいこととして最も重要なことは、刑事手続参加を認める以上、被害者に情報収集権、捜査に関する情報を知る権利が確立される必要があるということです。というのは、被害者が情報をもたないと、いくら被告人質問権などを認めても、質問する材料が無く、結局は無意味になってしまうからです。

犯罪被害者は、このような観点から制度設計をするよう、パブリックコメントなどの機会において、政府に対し申し述べしていくべきだと考えています。

3. 被害の回復に関して

(1) 次に被害回復の必要性について述べていきます。ここでいう被害回復とは、精神的、心理的な意味での回復のことではなく、金銭賠償のことを言います。生命侵害や重い障害に対しては、金銭賠償しかないのが現状ではありますが、重い障害を負って常に介護が必要であるとか、働き盛りの家庭の柱を失った場合などでは、早期に適切な金銭賠償を実現することが深刻な問題になってくるのです。

(2) 金銭賠償については、民事裁判という手段がありますが、被害者が証拠をもっていることは少ないので、刑事裁判の終了を待ち、その調書を入手したうえでこれを証拠として提出し、民事裁判を行うことがよくあります。

しかし、刑事裁判に時間がかかることがあり、そうすると、迅速な被害回復が実現できません。

(3) そこで、「付帯私訴」という制度を政府が検討しています。この付帯私訴とは、簡単に言いますと、刑事事件の裁判のなかで民事裁判も一緒にやってみようという制度です。そうすると、刑事の証拠をそのまま直ちに民事で利用できるもので、少しでも早く被害救済ができることとなります。

付帯私訴については、賛否両論がありますが、私は、被害者がこれを使うかどうか選択できるならば、導入すべきだと考えています。この付帯私訴についても、様々な制度設計が考えられますので、パブコメなどの機会に意見表明すべきだと思います。

4. 最後に

以上のように、刑事手続参加と被害回復に絞っても、まだまだ課題があると思いますので、いろいろな機会に意見表明をしていく必要があると思います。

ところで、最近飲酒運転問題が大きくクローズアップされていますが、事件がたくさん起きないと世間は理解を示さないのかと憤りを感じてしまいます。基本法とは離れますが、この問題も大問題で、我々民間団体が何とか力を出して、飲酒運転、ひき逃げの厳罰化を求めるよう、今後取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

※フォーラムの後、平成 18 年 12 月 31 日、法務省は、飲酒に限らず自動車運転による死傷の罪一般について、重罰化の方針を打ち出したと報じられています。

～ 基本計画と被害者支援 ～ その1 基本法具体化への今日的課題

札幌弁護士会 被害者支援委員会委員 竹間 朗子

被害者支援委員会は、犯罪被害者ホットラインという無料電話相談や、刑事手続参加等についての意見を弁護士会に提出したり、幅広く犯罪被害者の方々のお話を聞き活動している。



● 基本法の意義

基本法制定の意義として、被告人以上に被害者にも尊重されるべき権利があるという当然のことが確認されたことがある。しかし以前からある、情報提供、意見陳述、刑事上の和解手続などの諸制度については、充分機能していないことがあり、これが基本法制定の原動力になった。基本法により刑事手続への参加などの充実が国の義務とされ、現在、具体的な制度の検討が進められている。

さらに、支援の仕方も間接支援から直接支援へと広がっている。北海道は未だだが、犯罪被害者支援センターという民間支援団体が全国各地で出来ている。これが早期援助団体に認定されると、警察の参考人聴取の付添、生活保護受給等の手続き等、被害者の方を直接サポートする支援がされる。

地方だが、杉並区では独自の条例があり、被害によって自宅に住めなくなった人に一時利用住宅を提供したり、家事支援、育児支援まで行っている。この様な制度は、国全体で当然得られるのが望ましい。

● 給付金は見舞金でなく、国が先ず賠償を

犯罪被害者等給付金制度は、現在は見舞金でしかなく不十分。基本法では「個人の尊厳にふさわしい処遇を」と明確に謳っているので、見舞金ではなく、国が加害者に代わって実質的に賠償して、その後国が加害者から取っていくという制度の創設が望まれる。ドイツなどでは、国が犯罪から国民を保護する

義務を負うにもかかわらず、義務に反して被害を与えたのだから国が賠償するという考え方がある。イギリスでも、相互扶助として補うという精神がある。被害者の泣き寝入りという現状の改善が大きな課題。

● 刑事手続参加と付帯私訴は是非進めるべき

被害者の刑事手続参加について、法曹界などの壁は厚いと実感する。当事者性を認めて被害者を在廷させると、裁判が報復の場となり混乱し遅延するので反対という意見があるが、あくまで法律の規定に従って参加するのであり、裁判官の訴訟指揮の問題。被害者は感情的で理性的でないという偏見もあるようだが、そんな言葉で被害者をひとくくりにして欲しくない。さらに、国家刑罰権（不平等を生まない推定（被告の権利保障のため、有罪が確定するまでは無罪として扱う）など刑事訴訟の原則に反するという根強い意見があるが、これらも反対理由が希薄。無罪推定といっても、法廷ですでに被告人という立場で扱われているのに、被害者から意見を言われたからといって、検察官・裁判官からの扱いと何が違うのかということになる。

付帯私訴導入に対し、被告人の防御の範囲が広がりすぎるという心配がされている。しかし、防御しなければ受ける不利益というのは、付帯私訴を使われた場合と、民事訴訟を起こされた場合とで全く変わらないし、これまで被害者が被害回復のために自力で情報を収集し、費用をかけて弁護士に依頼し別個に民事裁判を提起してきた負担を考えれば、排除する理由とはならない。

現在審議されている付帯私訴の制度は、刑事裁判が終了した後、引き続き同じ裁判官が同じ証拠に基づいて、3 回程度の審理で決定を出すというもの。逆にもっと慎重に裁判したいという人については自由に民事を使って下さいということになっている。つまり、納得がいかなければ、通常の民事裁判に移行させることも出来るということで、被害者にとっては選択の幅が広がると感じている。

被害者は真実に一番近いところに居る。被害者の意見が反映されない裁判というのは、本当に真実に近いのかという疑問がある。

刑事手続参加と付帯私訴は是非進めて頂きたい。

フォーラムに参加して

★法律は国民を守る為のものです、人間が人間らしく生活できる規律を、法律を取り扱う者自身が崩してはならないと強く思いました。

住み良い街、人に優しい街を真に実現するべく活動している方々の生の声を聞き、深く考えさせられ、心に何かが強く響いてきました。参加できてとても良かったです。

★発言はどれも真剣に耳を傾けるべきものでした。交通戦争の犠牲者は国の犠牲者であり補償が必要という意見には全く同感です。

★弁護士さんの新しい確かな情報を

得られて、大変良かった。

★高石さんのお話は胸が熱くなり涙が込み上げてきました。

★被害者の会の方が一生懸命に動いている姿を身近に拝見して、共感を覚えます。

★娘を亡くし 3 年になりますが、皆さんが一生懸命活動されていることがわかり、これからの生活の励みになると思います。娘の死が無にならないように私達も一生懸命がんばって生きていきたいと思いました。

★身近に私どもと同じ被害者の家族からの声を聞き、交通事故はこんな

～ 参加者アンケートより ～

にも軽んじられているのかと思います。残された嫁、孫（7 歳）が不憫です。経済的支援に関しても不安です。これから裁判が行われる予定ですが、色々な情報を知りたいです。

★同じような経験をしてきた私も本当に同感です。警察は事情聴取等済ませると仕事が終わりという感じで、被害者に対するフォローは何もないのが現状ですね。私の弟は無免許、無保険、無車検の車にひかれ、右まひ、脳挫傷で施設入院を強いられています。3 年経ってやっと政府の補償事業の対象になりました。

～ 基本計画と被害者支援 ～ その2 活動を始めた法テラス札幌

法テラス札幌 副所長・弁護士 中村 誠也



日本司法支援センターという事で参加させて頂いた。法テラスは略称で、今年 4 月に設置された独立行政法人。10 月から事業を開始した。本部は東京で、全国 50 箇所に地方事務所が設置されている。

法テラスは、基本計画の「支援等のための体制の整備」の中で、相談窓口としての機能や民間団体とのネットワーク構築として位置づけられている。

事業として、犯罪被害者支援がある。電話をかけて頂くあるいは、来て頂くと、職員やそういう経験のある方にいてもらって相談などの対応をする。場合によっては他の窓口を紹介する。また、札幌弁護士会の協力で精通弁護士を紹介したり、民事法律扶助をする。先程、竹間弁護士からもお話しがあったが、訴訟や弁護士、司法書士を依頼する事に関してお金を立て替えたり、援助するというシステムで、（財）日本法律扶助協会があったが、その機能が全部移行し法律扶助は法テラスという事になっている。

東京のコールセンターには 1 日 1500 件くらいの電話がかかってきているが、犯罪被害に関する相談は 1 日 30 ～ 40 件。その中で住所によって札幌に振られたりする。札幌で受けた相談は、10 月 2 日から昨日までに 2 件あり、1 件は窓口を紹介、もう 1 件は札幌弁護士会の協力を得て弁護士を紹介した。

始まったばかりだが、急いで作ったというところもあり、今の形でベストとは思っていない。育てられることが必要。利用頂き、意見を出して欲しい。

～ 基本計画と被害者支援 ～ その3 窓口課として道の基本計画を策定中

道環境生活部 くらし安全課 課長 對馬 則行

計画を作る際に犯罪被害者団体から、意見や要望を受け、それらを項目にまとめ合計 258 の施策でこの基本計画が成り立っている。これを受けて 3 月の議会で、知事部局における対応窓口の設置が議論になり、私共のくらし安全課が担うことになった。

北海道として基本計画を作らないのかという議論もあり、今年の 6 月に外部委員 12 名で検討協議会を設置させていただいた。北海道全体で取り組む必要があるということで、庁内の検討会議を設置し、北海道として何が出来なのか、どういう形で取り上げ

ていけるのかなど検討するとともに、民間などからなる検討協議会にご意見を頂くということで進めてきた。

これから第 3 回目の検討会議でたたき台を作り、皆さんの意見を反映させるために 11 月にはパブリックコメントを実施する。今年度中に作り上げていきたいと動いている。宜しくお願ひしたい。

私たちは、法テラスとかカウンセリングセンター、道警などと充分連携をとりながら相談体制業務をどのように構築するか、今まさに検討中。基本計画が作られた背景「犯罪被害者へのとぎれのない支援、たらい回しにしない」を心に刻んで基本計画作り、組織作りに向かっていきたいと考えている。



感想 被害者相談室 相談員 齊藤 千佳子

北海道家庭生活カウンセリングセンター、被害者相談室の相談員として参加させていただきました。

何度か参加させていただいておりますが、今日も被害者や遺族の方たちの叫びとも思える声を聞かせて頂き、切なく胸が痛くなりました。

何が問題で、何が必要か、また、法律に関わる事などたくさんお聞きしましたので、相談業務の参考にさせて頂きたいと思います。

私たちカウンセラーは、仮にその場に立ったらどんなに辛いだろうかと思ひながら、被害者や遺族の方々の悲しみ、苦しさ、もどかしさ、怒りなどの気持ちを真摯に受け止め、被害者や遺族の方達が普通の生活に戻れるように、間接支援や直接支援をさせて頂くのは使命であると思ひを強くしました。

閉会挨拶 小野 茂 (副代表)

犯罪被害者等基本法の理念（第 3 条）をもう一度確認したいと思います。「尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」を有し、その施策は「被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられる」というものです。これを本当に生かしていくためには、まず、被害に遭った人達の声を聞く。そして、行政の密接な連携プレー、これが必要になると思ひます。その為、今日のフォーラムを生かしていただきたいと思います。長時間どうもありがとうございました。



「犯罪被害者週間全国大会2006」(11/26 一ツ橋ホール) 参加報告

今年の全国大会は、初年度となった犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)の中で行われ、当会からは、豊岡さんと前田が参加しました。(豊岡さんは内藤副代表が急に行けなくなったため個人参加から切り替えての参加。また、南幌町の白倉夫妻も、交通事故調書の早期開示を求める会として参加)

前日の25日は、交流会。お互いを知り合うところから活動前進させようと、全国から集った12の被害者団体・自助グループと全国被害者支援ネットワークの13県のメンバーが同じ宿で交流を深めました。



明けて26日、日本教育会館一ツ橋ホールを会場に開催され

た大会には、17の被害者団体と、支援ネットワーク加盟42団体、および一般の方など約300名が参加。

被害者(59人)と支援者(71人)がアナライザーを使って行った会場アンケートでは、「PTSDの診断を受けた」被害者が59人中15人に上り、「(加害者に)適正な処罰が下されたと思う」が同5人、「何らかの支援を受けた」(34人)が「支援に満足している」が7人と少数であることなど、現状が浮き彫りにされました。全員への間で「被害者がおかれている状況は一般に知られていると思う」が3人、「基本計画の施策が、被害者の回復に役立つと確信している」が77人と答えるなど、被害者の尊厳、権利保障の施策が緒についたばかりであり、今後への期待の大きさも明らかにされました。

続いて、基本法に基づく施策を検討している内閣府の担当者や政党代表、支援団体関係者など12人が並んでの



リレートーク。アンケートでの指摘も受け、今後の課題等についてそれぞれの立場からの提起や決意がありましたが、高橋シズエさん(地下鉄サリン事件遺族)の「被害者の声を丁寧に聞いて今後の施策を進めて欲しい」との指摘は重要と感じました。

締めくくりは追悼の献花と塩崎官房長官の挨拶でしたが、木下徹さんのギター弾き語り演奏が余韻と

して残り、課題も多いが、全国の仲間との連帯を力に頑張ろうという気持ちで帰路につきました。

なお、豊岡さんには翌日の内閣府主催の大会にも参加していただきました。(前田記)

「犯罪被害者週間」国民のつどい 中央大会に参加して

札幌市清田区 豊岡 淑子

11月27日、三田共用会議所で開催された内閣府主催の国民のつどいに参加してきました。

基調講演では、「犯罪被害者として思うこと」と題して、岡村勲弁護士が、ご自分の奥様を亡くされた経緯や、これまでに弁護した被害者の方々の悲しさや悔しさをバネに他の人にもこのような思いをさせたくないという思いが、全国犯罪被害者の会(あすの会)を設立するきっかけになった事を涙ながらに話して下さいました。

また、内閣府犯罪被害者等施策推進室長、荒木二郎氏から、犯罪被害者に対する基本理念や課題など話して下さいましたが、誰もが被害者になりえる世の中、早いうちからの救済や二次被害を受ける事のないようになって欲しいものだと思います。後半は、パネリストの方や被害にあわれた方の生の声など、具体的な話し合いがもたれました。

展示コーナーでは、支援団体や自助グループ等のパネルやパンフレットが展示されており、北海道交通事故被害者の会の展示も、参加された多くの方に見て頂きました。

報告

会として意見書など提出

■ 11月5日 内閣府より照会のあった「犯罪被害者等に関する国民意識調査」の調査票案についての意見を、内閣府犯罪被害者等施策推進室宛送付しました。

■ 11月30日「法制審議会諮問80号」に関する意見を、法務省刑事局宛送付しました。

主な内容は、付帯私訴制度の必要性およびその内容について、刑事裁判へ被害者が直接参加する制度の必要性について、および捜査段階における調書開示の必要性についてなどです。

■ 12月22日「北海道犯罪被害者等支援基本計画」素案に関する意見を、検討協議会の座長と窓口課の道生活局長へ提出しました。

提出後、意見交換会が持たれ、計画検討過程や今後の施策への被害者団体の参加や、計画案に自助グループの活動への財政的支援を盛り込むことなど13項目を強く要望しました。

訴え 息子の「命の値段」

清田区 豊岡 淑子

私は平成17年8月10日、息子を交通事故で亡くしました。保険会社が提示してきた息子の損害賠償額は、逸失利益が0円です。何故だかわかりますか？。それは、子供に自閉症という障害があるため、将来働く事ができないからだそうです。

子供は移動介護を利用して、ヘルパーに預け外出した先での事故でした。損害賠償が自賠責内に収まってしまうので、事業所・ヘルパーに対して損害賠償を請求するという事ができないそうです。「あなたの子供は0円なんだから我慢しなさい」と、言われているようなものです。

うちの子は生きてる価値がなかったのでしょうか？ 私達は17年間一緒に生活していました。発達はのんびりでしたが、純粋な行動や笑顔には癒されてました。障害者である前に人間なのです。働いて稼げる事が人間の命の値段なののでしょうか？ ましてや、信頼して預けた事業所は、何の責任をとる事もなく「すみません」という言葉だけで、葬式の翌日から働いています。何かがおかしいと思います。

日本では、障害者の権利を擁護してくれる弁護士は20名程度だそうです。私は、事業所に責任を取ってもらいたいという気持ちと、障害者の逸失利益0円を改正して欲しいという気持ちで闘っていきたいと思います。これから障害をもった子供さんを、不幸にも事故や事件で失い、悔しい思いをさせられるかもしれない家族のためにも。

報告 夕張でパネル展開催

夕張市 永野 準二

私たちのような思いを二度として欲しくないと願い、9月23・24日、夕張清水沢研修会場にて「いのちのパネル展」を開催致しました。会員の皆様やS TVラジオなど報道のご協力をいただき、無事成功させることができました。見に来ていただいた方一人ひとりに交通事故の悲惨な現実を知っていただけたと思います。

札幌だけでなく各地方でパネル展を開催し、私たち被害者全員の魂からの叫びを、全道の方々に見て知っていただきたいです。地方の会員の皆様にエールを送ります。私もまた来年夕張で開催したいと思います。交通事故ゼロを一日も早く達成できることを寒い夕張の空から祈り続け、日々生きていきます。

会員の皆様のご健康を祈り、お礼の言葉とさせて

いただきます。(会場での感想文を以下に紹介します)

今夕張で開かれているパネル展を家族で見えてきました。加害者の身勝手な理由で突然命を奪われるのは本当に腹立たしい事です。

私の妹が6年前、夕張市内でタクシーに乗っていて事故に遭い、肋骨2本と骨盤4本を骨折したのですが、相手が飲酒運転にもかかわらず、飲酒は隠され普通の交通事故で片づけられました。挙式目前で全治3か月の入院をし、未だにあちこち痛くて辛い思いをしているのに、加害者は懲りることなく無謀な運転を繰り返しているようです。

パネル展の最後の「小冊子を読んで下さったあなたへ」の文章を読んで、被害に遭った方たちの気持が良く分かり辛くなりました。

主人も仕事で運転をするので、改めて安全運転を心がけると誓ったようです。いのちのパネル展に行って、いろいろ考えさせられました。これからも各地で行われると思いますが、頑張ってください。

報告 函館でパネル展開催

函館市 柳谷 友紀

函館では初めてのパネル展ということで、私も初めて弟のパネルを見ました。多数の社員の方に見ていただけて、とても良かったと思っております。そして社員全員が安全運転で事故のない事を願っております。

これをきっかけに 10月25・26日、函館市マルカツ 魚長食品(株)でのパネル展 来れば良いと思っております。



書籍紹介

★『お腹の赤ちゃんは「人」ではないのですか』(抄録)

江花 優子 著

季刊「文芸ポスト」2006 秋号(小学館)所収

本作品は会報 19、21 の各号に掲載されている細野さんの事件を取材し書かれたもので、小学館ノンフィクション大賞優秀賞を受けました。このほど、作者のフリーライター、江花優子さんより、賞金の一部が当会に寄付されました。紙面を借りまして厚くお礼申し上げます。(前田記)

★「エヴァはおねえちゃんのいない国で」

文：ティエリー・ロブレヒト 訳：野坂悦子 くもん出版

大切な人と二度と会えなくなった時、その悲しみを癒してくれるものは何でしょうか。短い童話なのに何故か心がじんとしてきます。(太田記)

～編集を終えて～

◆ 2007 年は新たな期待を感じる中で迎えることが出来ました。「人身事故に重い罰 脇見・速度超過・・・、刑法に新規定」。(「日本経済新聞 06/12/31」)。大晦日の 2006 年 12 月 31 日、法務省が自動車の人身事故に限った新たな規定を刑法に設ける方針を固めたことが報じられました。◆ その数日前 12 月 28 日、警察庁は飲酒運転とひき逃げの厳罰化を盛り込んだ道交法改正試案を発表しましたが、今回の法務省方針は、交通事犯の厳罰化を飲酒ひき逃げに限定せず、前方不注意や速度超過など重大な結果につながる業務上過失致死傷罪にまで対象を拡げる判断をしたもので、正に貴重な一歩です。◆ 11 年前、前方不注意の運転者によって最愛の長女を奪われた私は、娘の被害はどう考えても「通り魔殺人的被害」であるのに、命を奪った加害者が窃盗より軽い刑罰(禁固 1 年、執行猶予 3 年)で裁かれたことに驚愕しました(業務上過失致死傷罪の最高刑は窃盗や詐欺罪の半分の量刑)。以来私は、娘の「命の尊厳」を守りたいという一念で世に訴えて来ました。◆ 北海道交通事故被害者の会では、2002 年 11 月に定めた要望事項の中で危険運転致死傷罪の適用要件拡大など矛盾は正とともに、交通犯罪を特別の犯罪類型として厳罰化することをあげており、警察庁など関係機関に提出してきました。当時「自動車運転業務過失致死傷罪」(仮称)を提案された内藤裕次さん(現副代表)の先見性に感心します。◆ 2006 年 8 月、福岡で幼児 3 人が飲酒ひき逃げ犯の犠牲になり、飲酒運転など悪質交通犯罪を根絶しようという世論が盛り上がりました。そして同年 9 月、埼玉県川口市で「脇見」とされる暴走車が園児の列に突っ込み、幼稚園児 4 人が死亡、17 人重軽傷という惨事。改めて交通事犯全般の厳罰化が訴えられました。◆ 福岡、川口の遺族の訴えの前に、数年前より厳罰化署名を行っていた遺族がいます。江別市で 2003 年 2 月に飲酒ひき逃げ犯に息子を奪われた高石弘・洋子ご夫妻は、その年の 8 月から飲酒ひき逃げの厳罰化を求める署名を始めました。その後、大分県の佐藤啓治・悦子ご夫妻が合流し、千葉の井上保孝・郁美ご夫妻を幹事に「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」が発足。30 万に及ぶ署名を集め法務大臣に訴え続け、政府を動かす大きな力になりました。◆ もちろん楽観は許されません。2001 年に新設された危険運転致死傷罪が、その立法趣旨からはずれ、そもそ

も立証の困難な故意性を適用要件とするなどしたため「絵に描いたもち」になってしまったという轍を踏んではならないと思います。◆ 「被害ゼロ」の道へ確実につながる法体系となるように声をあげ、訴えていきましょう。クルマは「凶器」として使われるのではなく、決して人を傷つけないという使われ方をしてはじめて文明の利器となります。クルマを「作る」のも、「使う」のも、「使わせる」のも、人間と人間社会の為すことです。◆ 新年にあたり願うのは、「交通死傷被害〇〇人以下を目標にする」という言葉が死語となる社会の実現です。

■ 同じ年末の 28 日、国交省所管の行政法人「自動車事故対策機構」が、交通事故で寝たきりになる(遷延性意識障害)など重度の後遺障害者専門病床を道内に新設することを決めたことが報じられました。

(道新 12/28)。昨年 1 月、国交省との意見聴取会で強く要望していた経緯もあり、嬉しい一歩です。(前)

会 誌

2006.8.11～2007.1.10.

《会合など》

- 9/13 10/11 世話人会・例会
- 10/14 「フォーラム・交通事故2006」開催
- 11/8 世話人会・例会
- 11/26 「犯罪被害者週間全国大会 2006」参加
- 12/13 世話人会・例会
- 12/22 道の「基本計画」素案へ意見書提出

《体験講話》

- ◆ 8/31 札幌大谷高校 P T A 研修会 11/7 札幌平岡高校 12/6 苫小牧西高校 12/14 札幌厚別高校 12/26 月形学園矯正教育講話(前田)
- ◆ 10/23 羽幌交通安全女性サミット(伊藤)

免許停止処分者講習

- 8/25 水野美 9/29 二宮 10/19 佐川
- 11/16 内山 12/21 小野

《パネル展示》

- 9/20 札幌共済ホール ● 9/23～24 夕張市清水沢研修会場 ● 9/25～27 中央区民センター
- 9/28～10/12 トヨタカローラ札幌 ● 10/25・26 函館、マルカツ魚長食品(株)
- 11/3・4 スピカホール 人権啓発フェスティバル会場(右の写真)
- 11/20・21 札幌市役所 ● 11/29 日通札幌運輸



《会員の皆さんへ》◆ 例会予定⇒★2月14日 ★3月14日 ★4月11日 13時～ 事務所
◆ 次の会報発行は4月です。手記や意見、近況などの投稿をお待ちしています。(3月20日×)